別紙４－１

要請書審査結果（平成１７年度）

１．審査結果

全要請書（７９市町村）について、要請内容の妥当性を確認した。

ただし、いくつかの市町村は、**海上輸送パターン**及び**輸送費**について別途調整・確認を要した。

（該当する市町村の審査項目については、下記表中で●及びイ～ニ、1～４にて表記し、その具体的内容については別紙４－２にて説明）

輸送方法で確認・調整を要したケース

- **イ**　市町村が手配したチャーター船を利用し最終所有者が運搬（最終所有者同乗なし）
- **ロ**　定期船が就航しているが、関連事業者がチャーター船により搬出する
- **ハ**　最終所有者が定期船で運搬（最終所有者同乗なし）
- **ニ**　関連事業者が定期船で運搬（関連事業者同乗なし）

費用が高価なケース（輸送単価が全国平均約６，０００円/台の３倍以上ある市町村の理由）

- **1**　船会社が1社しかないため、運賃単価が高い（価格競争がない）
- **2**　定期航路の船会社が1社しかなく、その料金設定に合わせ他の船会社の料金も高く設定されている
- **3**　輸送距離が長い
- **4**　丸車(原形で排出される車）又は大型車（１０ｔ）等の発生台数が多い

要請市町村概要			審査結果　(○:適合性問題なし　●:別途確認･調整を要した項目)												
都道県名	市町村名	海上輸送パターン	協力要請書		事業計画書									事業費明細書	
			①対象地域の公示	②添付書類との整合性	③関連業者の状況	④保有台数	⑤海上輸送範囲	⑥海上輸送パターン	⑦事業概要	⑧証拠書類	⑨理解普及活動	⑩発生予定台数	⑪事業明細書との整合性	⑫海上輸送費	⑬その他費用
北海道	奥尻町	B、E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	羽幌町	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	礼文町	B、E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● 1	○
宮城県	塩竈市	A	○	○	○	○	○	● イ	○	○	○	○	○	● 1	○
東京都	大島町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	利島村	B	○	○	○	○	○	● ハ	○	○	○	○	○	○	○
	新島村	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	神津島村	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	三宅村	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	● 4	○
	御蔵島村	B	○	○	○	○	○	● ハ	○	○	○	○	○	○	○
	八丈町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	青ケ島村	B、E	○	○	○	○	○	●ハ、ニ	○	○	○	○	○	● 3	○
	小笠原村	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	● 3	○
新潟県	佐渡市	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
三重県	鳥羽市	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	海士町	B、E	○	○	○	○	○	●ハ、ニ	○	○	○	○	○	● 1	○
	西ノ島町	B、D、E	○	○	○	○	○	●ロ、ハ、ニ	○	○	○	○	○	● 2	○
	知夫村	B	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	● 1	○
	隠岐の島町	B、D、E	○	○	○	○	○	●ロ、ハ、ニ	○	○	○	○	○	● 2	○
広島県	大崎上島町	B、D、E	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	松山市	B、E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新居浜市	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

要請市町村概要			審査結果 （○：適合性問題なし ●：別途確認・調整を要した項目）												
都道県名	市町村名	海上輸送パターン	協力要請書		事業計画書									事業費明細書	
			①対象地域の公示	②添付書類との整合性	③関連業者の状況	④保有台数	⑤海上輸送範囲	⑥海上輸送パターン	⑦事業概要	⑧証拠書類	⑨理解普及活動	⑩発生予定台数	⑪事業明細書との整合性	⑫海上輸送費	⑬その他費用
長崎県	長崎市	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐世保市	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平戸市	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	松浦市	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対馬市	D	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
	壱岐市	B、E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	五島市	B、D、E	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
	西海市	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大島村	B、E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	小値賀町	B、E	○	○	○	○	○	●ハ、ニ	○	○	○	○	○	○	○
	宇久町	B、E	○	○	○	○	○	●ハ、ニ	○	○	○	○	○	○	○
	鷹島町	B、E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新上五島町	D、E	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	名瀬市	名瀬市に集約													
	大和村														
	宇検村	D、E	○	○	○	○	○	● ロ、ニ	○	○	○	○	○	○	○
	住用村														
	龍郷町														
	笠利町														
	瀬戸内町	B、E	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
	西之表市	D、E	○	○	○	○	○	●ロ、ニ	○	○	○	○	○	○	○
	薩摩川内市	B、E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	三島村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●1、4	○
	十島村	B	○	○	○	○	○	● ハ	○	○	○	○	○	●1、4	○
	中種子町	D	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
	南種子町	D	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
	上屋久町	B、D、E	○	○	○	○	○	●ロ、ニ	○	○	○	○	○	○	○
	屋久町	D	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
	喜界町	E	○	○	○	○	○	● ロ	○	○	○	○	○	○	○
	徳之島町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	天城町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	伊仙町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	和泊町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	知名町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	与論町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○

要請市町村概要			審査結果 （○：適合性問題なし ●：別途確認・調整を要した項目）												
都道県名	市町村名	海上輸送パターン	協力要請書		事業計画書									事業費明細書	
			①対象地域の公示	②添付書類との整合性	③関連業者の状況	④保有台数	⑤海上輸送範囲	⑥海上輸送パターン	⑦事業概要	⑧証拠書類	⑨理解普及活動	⑩発生予定台数	⑪事業明細書との整合性	⑫海上輸送費	⑬その他費用
沖縄県	平良市	平良市に集約													
	城辺町	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	下地町														
	上野村														
	石垣市	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	○	○
	うるま市	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊江村	E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本部町	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	知念村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	渡嘉敷村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	座間味村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	粟国村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● 4	○
	渡名喜村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	南大東村	E	○	○	○	○	○	● ニ	○	○	○	○	○	● 3	○
	北大東村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊是名村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊平屋村	B、E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	久米島町	E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊良部町	B、E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	多良間村	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	竹富町	B、E	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	与那国町	B	○	○	○	○	○	● ハ	○	○	○	○	○	● 3	○
合計 79市町村															

参考：審査方法

市町村から提出された要請書類（協力要請書・事業計画書・事業明細書）を下記審査基準に沿って審査

【審査基準】

審査項目	審査基準	審査項目	審査基準
①対象地域の公示	①主務官庁（経産省・環境省）より対象地域の公示を受けていること。	⑧証拠書類	⑧証拠書類がガイドラインの記載例等に沿って合理的に選択されていること。
②添付書類との整合性	②事業計画書・事業費明細書と整合していること。	⑨理解普及活動	⑨周知活動（時期、方法）が具体的に記述されており、その活動が理解普及に有効であること。
③関連業者の状況	③離島の関連業者の有無・業種について正しく把握し、記載されていること。	⑩発生予定台数	⑩保有台数との関係において使用年数が概ね５～７年であること。
④保有台数	④離島の自動車保有台数を正しく把握し、記載されていること。	⑪事業明細書との整合性	⑪総事業予定額および要請予定額が事業費明細書と整合していること。
⑤海上輸送範囲	⑤海上輸送範囲の記述内容（業者間の引渡し順序等）が自動車リサイクル法に適合していること。	⑫海上輸送費	⑫海上輸送パターン別、車種別に分類し、正しく記入され、分類内容に基づいて数量、単価、金額が記述されていること。また、輸送単価が妥当であること。
⑥海上輸送パターン	⑥海上輸送パターンが要綱の記載に沿って選択されていること。また、輸送方法が自動車リサイクル法および廃棄物処理法に適合していること。	⑬その他費用	⑬⑫の分類に沿って必要とされるその他の費用（荷役費用等）が記述されていること。
⑦事業概要	⑦事業の取り回しが具体的に記述されていること。また、この取り回しが実施可能なこと。		